

令和4年度 労働保険手続勧奨推進費のご案内

1 手続勧奨推進費とは

手続勧奨推進費は、労働保険の適正な手続を推進するため、労働保険の未手続事業（労災保険及び雇用保険双方の保険関係が成立しているのにもかかわらず、一方の保険成立手続がなされていない事業を含む。）に対し、労働保険未手続事業一掃推進員（以下「推進員」という。）が手続勧奨を行った場合に支給される「調査説明費」と、当該事業が保険関係の成立手続を行った場合に支給される「成功報酬費」の2つがあります。

2 支給要件等

□ 調査説明費

(1) 支給対象

調査説明費は、「労働保険の未手続事業一掃対策に係る協議会」において決定された未手続事業名簿に基づき割り当てられた未手続事業に対し、推進員が臨戸訪問して手続勧奨を行い、所定の要件を満たす「労働保険手続勧奨状況報告書」を提出した場合に支給します。

(2) 支給額

調査説明費の支給額は、1事業1回の勧奨に当たり1,300円に消費税を加えた額です。

ただし、調査説明費の支給対象となる勧奨回数は、1事業当たり3回を限度とします。

□ 成功報酬費

(1) 成功報酬費は、推進員が手続勧奨を行った結果、未手続事業が労働保険の成立手続を行った場合に支給します。その際、雇用保険の成立手続を行った場合には、雇用保険の適正な手続が行われたことを確認した上で支給します。

ただし、支部から労働局に移管された後に労働保険の成立手続が行われた場合については、支給しません。

また、未手続事業が労災保険の成立手続を行い、同時に中小事業主等の特別加入の手続を行った場合には、特別加入の適正な手続が行われたことを確認した上で支給します。

(2) 支給額

成功報酬費の支給額は、次の金額に消費税を加えた額です。

ア 一元適用事業で労災保険及び雇用保険の成立手続を行った事業の場合
9,000円

- イ 一元適用事業で労災保険の成立手続を行った事業の場合
5,000円
- ウ 一元適用事業で雇用保険の成立手続を行った事業の場合
4,000円
- エ 二元適用事業で労災保険の成立手続を行った事業の場合
5,000円
- オ 二元適用事業で雇用保険の成立手続を行った事業の場合
4,000円
- カ 中小事業主等の特別加入申請手続を行った場合
1,000円

3 申請手続等

- (1) 支給対象期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日までとします。
- (2) 支給申請書提出先
一般社団法人全国労働保険事務組合連合会都道府県支部
- (3) 提出書類
「労働保険調査説明費・成功報酬費支給申請書」(様式第5号)に次の書類を添付し、提出してください。
 - ア 調査説明費を申請する場合
「労働保険手続勸奨状況報告書」(様式第4号)
 - イ 成功報酬費を申請する場合
事業主又は事務組合が行った「保険関係成立届」の写し
ただし、雇用保険の成立手続を行った場合には、「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し、中小事業主等の特別加入申請手続を行った場合には、「特別加入申請書(中小事業主等)」の写しを添付してください。
- (4) 申請書の提出時期
毎月末日までに提出してください。年度末にまとめた提出は避けてください。
(3月分については、厚生労働省への報告のため、都道府県支部が指示する提出期限を厳守してください。)

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会都道府県支部

※ 詳しくは、都道府県支部にお問い合わせください。